

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20220901	斎藤興業株式会社(法人番号6080101011404) 代表者斎藤育男	静岡県富士宮市中大里859-5	運輸部営業所	静岡県富士宮市外神東町25	事業停止(30日間)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	令和4年4月19日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。 (1)点検整備記録簿等の未記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運行管理者の選任違反(運行管理者選任なし)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、(7)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	30	30

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
2 20220901	株式会社稲垣（法人番号1180001116355）代表者稲垣イサオ	愛知県知多郡武豊町字堀割1番地1	本社営業所	愛知県知多郡武豊町大字富貴字北側32番地4ロイヤルシャルム202号	輸送施設の使用停止（250日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年6月25日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。15件の違反が認められた。 (1)事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(3)健康診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(4)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項）、(5)点呼の記録記載事項不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、(6)点呼の記録不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、(7)乗務等の記録記載事項不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、(8)乗務等の記録不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、(9)運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、(10)運行記録計による記録不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、(11)事故の記録記載事項不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2）、(12)運行指示書の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項）、(13)運転者に対する指導監督義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(14)特定の運転者に対する運転適性診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(15)社会保険等未加入（貨物自動車運送事業法第24条の4）	25	25

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20220909	株式会社三起サービス (法人番号 7180301005624) 代表 者市川栄久	愛知県豊橋市天伯町字 竜ヶ丘98番地3	本社営業所	愛知県豊橋市若松町字若 松806	輸送施設の使用停止 (90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和3年12月14日、監査方針に基づき、監査を 実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等 基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6 項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4) 点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳 の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第9条の5第1項)、(6)運転者台帳の記載 事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第9条の5第1項)、(7)特定の運転者に対する 指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する 運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第10条第2項)	9	9
4	20220909	株式会社睦運送(法人 番号2180301007360) 代表者原田豊	愛知県豊橋市明海町2-57	岡崎営業所	愛知県岡崎市北野町字郷 裏10-2	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和4年4月22日、監査方針に基づき、監査を 実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の 変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規 則第2条第1項第4号)、(2)整備管理者の研修受 講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第3条の4)、(3)点呼の実施不適切(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第 2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗 務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第8条)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20220909	有限会社シンコウ運輸 (法人番号 8180002069224) 代表 者宮川信幸	愛知県小牧市川西2-60	本社営業所	愛知県小牧市川西2丁目 69番地	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和3年12月15日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6 20220909	新大和興運株式会社 (法人番号 7180001092211) 代表 者岩川佳代	愛知県知多郡武豊町字平 井5丁目172番地	本社営業所	愛知県知多郡武豊町字平 井5丁目172番地	輸送施設の使用停止 (195日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和3年11月2日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。17件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(10)運行指示書の記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(16)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(17)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	20	20

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20220909	有限会社エクストリーム（法人番号3180002051698）代表者加藤博	愛知県北名古屋市長高田寺東の川28-1	飛島営業所	愛知県海部郡飛島村竹之郷2丁目56番地	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年12月10日及び令和4年1月28日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3
8 20220914	株式会社アイチ・ジェー・ブイ（法人番号7180001047685）代表者加藤安男	愛知県名古屋市中川区愛知町4-25	本社営業所	愛知県名古屋市中川区長良町5丁目94番地	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年11月16日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9 20220916	有限会社アイショウ陸運（法人番号2180002068504）代表者牧野照興	愛知県小牧市大字上末3595-1	本社営業所	愛知県小牧市大字上末字東山3595番地1	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年4月13日、監査方針に基づき、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)日常点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
10 20220922	株式会社カネックス（法人番号5180001027961）代表者金岡秀介	愛知県名古屋市長区鳴海町字上の山89-8	本社営業所	愛知県弥富市東末広7丁目27-2	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4	令和4年3月10日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
11	20220926	株式会社丸隼運輸(法人番号5180001054080) 代表者金子智行	愛知県名古屋市長区桶狭間森前2014番地	本社営業所	愛知県大府市横根町箕手41-344	輸送施設の使用停止(130日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年12月17日、監査方針に基づき、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	13	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。